

第20回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成28年2月10日（水） 午後1時30分より

会議の場所 丹生川支所 2F 防災集会室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第39号 | 農業生産法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第40号 | 地積調査事業の成果による地目変更について |
| 日程第 5 | 議第117号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 6 | 議第118号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 7 | 議第119号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第120号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第121号 | 農用地利用集積計画の決定について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山齊、藤井和豊、谷口忠幸、鴻巣明久、清水直喜、本林正樹、
下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、杉本彰信、伊藤善明、
小林達樹、長瀬正隆、西畠徳明、田中正躬、西本壽吉、車戸明良、岩村聡、
平田秀男、加藤貢、田村信彦、岩本洋子、増田勝、反中正志、中田一彦、
渡邊甚一、向田誠、加藤正雄、森山護

○本日会議に欠席した委員

大森治良、野村光吉、天野克宏、蓑谷良孝

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
林務課長 藤下定幸
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 伏見七夫
事務局次長 林篤志
農地主事 前坂幸寛
書記 山内一弘、脇坂光生、橋本哲夫、武川尚、清水一徳、平野善浩、
下畑守生、尾前隆治、松田俊彦、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

振興主事 中田義博

職務代理	<p>ただいまより第20回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、4番 大森委員、14番 野村委員、18番 蓑谷委員、29番 天野委員の欠席報告をいただいております。よって、現在の出席委員は、36名中32名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会長	<p>ご苦労様でございます。</p> <p>暖冬という事で楽な気持ちでハウスにビニールを上げたら雪乞いになってしまいまして、こういう事も有るかなと、想像しながら上げておったわけでハウスは何ともなかったのですが、いつもより厳しくなったように思います。</p> <p>昨日、高山野菜出荷組合の総会に招かれまして行ってきました。</p> <p>たくさんのご来賓の中で毎年大阪の飛水会という大阪中央市場の法心会長が良い話をされました。「21世紀は義理と人情と感謝の時代」だと言っておられました。そこへ来て今、以前より走り続けてきた大手商社、スーパーが少し止まり掛けている、なぜ詰まっているかと言うと、特に大手の「プライベートブランド」がどうも立ち行かないようになって来た様で、そうすると元気が出てくるのが市場でして、大量に売れる時代は終わって本物志向に変わってきたと言われました。産地ではしっかり作って関西へ出せば良いというのではなく、お客様に喜んでもらえる商品を届けるという気持ちの中でやってほしいと言われました。そのように変わってきたという事です。</p> <p>そんな中で、今日も審議して頂く事が多くありますのでよろしくお願ひします。また、5日には岐阜へ行って参りましたサラダボール田中社長の話が聞けたのが幸いかなと思った次第です。</p> <p>本日は部会が2つ予定してあるのでよろしくお願ひ致します</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従いただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p>
議長	<p>議事前に農業委員会憲章の朗唱をお願いします。</p>

(憲章朗唱)

議長 日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がありませんので、指名をさせていただきます。
議席番号 7番 清水 直喜 委員と、8番 下田 正克 委員
を指名しますのでお願いします。

議長 日程第2 会期の決定について を議題といたします。
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。
日程第3 報第39号 農業生産法人の報告等について を議
題とします。
事務局の説明をお願いします。

前坂農地 主 事 それでは、日程第3 報第39号 農業生産法人報告提出状況に
ついて報告いたします。

今回は47法人のうち3法人についての報告となります。
農業生産法人につきましては、4つの要件がございまして、①法
人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた
資料により総合的に確認しております。

1番、荘川町中畑にあります農事組合法人は認定農業者であり、
田 29.5ha 畑 10.2 ha、採草地 8.8 ha、合計 48.5 haを経営耕作し
ております。経営内容につきましては水稻・麦・そばの栽培、その

他、農作業受託をしております。

2番、一之宮町にあります株式会社は認定農業者であり、田 2.1ha を経営耕作しております。経営内容につきましては野菜の栽培と野菜加工販売をしております。

3番、丹生川町新張上野にあります有限会社は認定農業者であり、田 0.9ha 畑 5.6 ha、合計 6.5 haを経営耕作しております。経営内容につきましては野菜・水稲・菌床椎茸の栽培、及び農産物加工販売をしております。

以上、3件について報告いたします。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第40号 地籍調査事業の成果による地目変更について を議題とします。

事務局の説明を願います。

松田書記
(上宝)

上宝町蔵柱地内において、地籍調査を行い地目農地についての変更を1件報告いたします。

田1筆 363 m²が隣接する原野と合筆し、実測の結果、山林 1筆 3,561 m²となりました。

以上 報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 議第117号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記

本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。

今回は、7件の上程となります。

1番は、上切町地内の案件です。畑1筆 1,327 m²を隣地取得します。受人の耕作面積は 22,508 m²、作付けについては露地野菜の予定です。

2番は、新宮町の案件です。畑2筆 524 m²を隣地取得します。受人の耕作面積は14,580 m²、作付けについては露地野菜の予定です。

3番は、丹生川町北方の案件になります。田1筆 1,078 m²を後継者へ贈与します。受人の耕作面積は3,974 m²、作付けはトマトの予定です。

4番は、丹生川町新張の案件です。田1筆 1,603 m²を隣地取得します。受人の耕作面積は25,854 m²、作付けは水稻の予定です。

5番は、清見町三日町の案件です。田1筆 1,101 m²を取得します。受人の耕作面積は4,556 m²、作付けは水稻の予定です。

6番は、清見町牧ヶ洞の案件になります。田1筆 195 m²を隣地取得するものです。受人の耕作面積は4,516 m²、作付けについては水稻の予定です。なお、営農面積については、下限面積の5,000 m²を下回りますが、申請地の隣接地はすべて今回の受人が所有して、立地的にも受入しか利用することが出来ないため許可対象となります。

7番は、清見町池本の案件になります。田畑3筆 2,016 m²を隣地取得するものです。受人の耕作面積は3,408 m²、作付けについては露地野菜の予定です。

以上、7件、田畑10筆で合計 7,844 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。

続きまして、日程第6 議第118号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3

種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。

今回は、9件の上程となります。

1番は、馬場町の案件です。畑2筆 260㎡について、駐車場として、転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。

2番は、花里1丁目の案件です。田1筆 22㎡について、一般個人住宅に転用する申請です。既転用のため追認を求める申請です。

3番は、下岡本町の案件です。田1筆 44㎡について通路に転用する申請です。

4番は、下岡本町の案件です。田2筆の一部 225㎡を個人住宅に転用する申請です。

5番は、赤保木町の案件です。田2筆 328㎡を農機具格納庫とする申請です。

6番は、松之木町の案件です。田1筆 64㎡を農業用資材置場に転用する申請です。既転用のため追認を求めるものです。

7番は、荘川町野々俣の案件です。畑1筆 690㎡を山林にするための転用申請です。既転用のため追認を求めるものです。

8番は、荘川町野々俣の案件です。畑1筆 806㎡を山林にするための転用申請です。既転用のため追認を求めるものです。

9番は、朝日町青屋の案件です。畑2筆の一部 172.94㎡を車庫にするための転用申請です。既転用のため追認を求めるものです。また、周囲については5条14番で別途転用申請が出ています。

以上、9件、田畑13筆で 計 2,611.94㎡についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相

当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第7 議第119号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。

事務局の説明を願います。

当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は20件の上程です。

1番は、下切町の案件です。田2筆 680㎡について、個人住宅に転用する申請です。まちづくり条例確認対象です。

2番は、漆垣内町の案件です。田1筆 52㎡について、庭・車庫に転用するものです。既転用であったため顛末書を付して申請されております。

3番は、片野3丁目の案件です。現況を含む田畑2筆 330㎡について、個人住宅に転用する申請です。

4番は、石浦2丁目の案件です。田1筆 40㎡について、庭に転用する申請です。

5番は、丹生川町町方の案件です。畑2筆 888㎡について、隣接する雑種地と一体で、分譲住宅に転用する申請です。3区画の予定です。

6番は、清見町牧ヶ洞の案件です。田1筆 84㎡を、車庫に転用する申請です。農業用であったものを売買するため申請されました。

7番は、清見町三ツ谷の案件です。畑1筆 231㎡を庭に転用する申請です。既転用であったため顛末書を付して申請されております。

8番は、清見町上小鳥の案件です。畑2筆の一部 3,800㎡について東海北陸道の工事用資材置場として一時転用申請されました。期間はH31.1.28までの予定です。

9・10番は、一之宮町の案件です。畑4筆 について、公民館敷地に転用する申請です。既転用であったため顛末書を付して申請されております。

11番は、久々野町無数河の案件です。田畑2筆 92㎡について、工場敷地に転用する申請です。既転用であったため顛末書を付

して申請されております。

12番は、久々野町無数河の案件です。畑1筆 2.42 m²について、倉庫敷地に転用する申請です。

13番は、久々野町久々野の案件です。田1筆 330 m²を、個人住宅に転用する申請です。

14番は、朝日町青屋の案件です。畑6筆の一部 2,836.15 m²を、太陽光発電施設に転用する申請です。まちづくり条例の確認対象です。

15番は、国府町金桶の案件です。田1筆 324 m²について、個人住宅に転用する申請です。

16番は、国府町三日町の案件です。田1筆の一部 264 m²を、個人住宅に転用する申請です。

17番は、国府町宮地の案件です。田畑3筆 498 m²を、山林に転用する申請です。既に山林化しており追認を求める案件です。

18番は、奥飛騨温泉郷一重ヶ根の案件です。田1筆 300 m²を、個人住宅に転用する申請です。

19番は、奥飛騨温泉郷一重ヶ根の案件です。畑4筆 1,049 m²を、旅館に転用する申請です。既転用であったため顛末書を付して申請されております。

20番は、奥飛騨温泉郷田頃家の案件です。田2筆 657 m²を、グラント、ゲートボール場に転用する申請です。既転用であったため顛末書を付して申請されております。

以上20件、田畑38筆、12,492.95 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

加藤委員 3条6番と5条6番の関係性はなにかありますか。

池田書記 当初は3条で農地同士の交換として申請されましたが、片方は転用済みで、農地性がありませんでしたので、5条での申請としてもらった経緯があります。

加藤委員 農地の一部が転用されていた時の追認、顛末書の提出はどうしていますか。

池田書記 農地の全体が転用済みで農地性がなくなっているような場合には、顛末書の添付を依頼しています。

議長 他にご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第120号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

池田書記 今回は、1件の上程となります。

下之切町の案件になります。畑1筆 273㎡について宅地として地目認定を求めるものです。申請地については、昭和63年転用され、家屋登記されていることを確認しております。

以上1件について、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第121号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

1～4番は委員案件であります。該当委員は議事参与できませんのでお願いします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は33件の利用権設定と1件の所有権移転についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1～4番は委員関連案件ですので、最初にご説明いたします。

1～4番について、農業生産法人で認定農業者である借人は複合経営をしており、田11筆10,660㎡を新規1～11年の使用貸借権を設定し、水稻およびそばを生産するものです。

以上、4件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定について、1～4番について承認といたします。

1～4番関係委員の議事参与制限を解きます。

引き続きまして、農用地利用集積計画の決定について、5番以降について議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 それでは引き続き、5番以降のご説明をいたします。

5番について、認定農業者である借人は施設園芸(ほうれん草)、露地野菜の経営をしており、田1筆940㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、引き続き施設園芸によりほうれん草を生産するものです。

6番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸(ほうれん草、菌床椎茸)の経営をしており、田1筆1,293㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

7～8番について、認定農業者である借人は水稻、施設園芸(トマト)の経営をしており、田2筆1,867㎡を新規8年の賃貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

9～10番について、農業生産法人で認定農業者である借人は水稲、肉用牛（肥育470頭）の経営をしており、田4筆7, 148㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

11～12番について、認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田2筆3, 423㎡を新規7年の貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

13～26番について、認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田38筆30, 849㎡を新規・更新10～11年の貸借権を設定し、水稲および露地野菜を生産するものです。

27～28番について、再生協の担い手である借人は水稲の経営をしており、田7筆11, 788㎡を更新5年の貸借権を設定し、引き続き水稲を生産するものです。

29番について、認定農業者である借人は水稲の経営をしており、田2筆1, 344㎡を新規8年の貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

30番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稲の経営をしており、田2筆1, 001㎡を新規9年の使用貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

31番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稲の経営をしており、田5筆3, 913㎡を更新2年の貸借権を設定し、引き続き水稲を生産するものです。

32番について、人・農地プランに位置づけられた担い手である借人は水稲、施設園芸（ほうれん草）の経営をしており、田1筆604㎡を更新5年の貸借権を設定し、引き続き水稲を生産するものです。

33番について、再生協の担い手である借人は水稲、花卉の経営をしており、田1筆1, 296㎡を更新6年の使用貸借権を設定し、引き続き水稲を生産するものです。

34番について、認定農業者である買い手は水稲、果樹（桃、リンゴ）の経営をしており、農振農用地区域内の田1筆1, 391㎡を取得し、水稲の生産をするものです。

以上、5番以降につきましてご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

（異議なし）

議

長

意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、5～34番について承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第20回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時25分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

清水 直喜 委員

下田 正克 委員
